

未利用資源を活用した有機肥料の開発利用促進事業における 肥料化に向けた肥料製造業者の募集について

愛媛県東予地方局では、持続可能な農業生産モデルの構築に向けて、地域の未利用資源である「鶏糞」「食品残渣」「下水汚泥」等を原料とした有機肥料を開発し、普及を図る事業を今年度から開始します。

そこで、本事業に参加し、上記原料の肥料化に取り組む肥料製造業者を募集しますので、参加意向のある事業者は以下の内容を確認のうえ、申込みください。

なお、提出期限までに申込みのあった事業者のうち、応募要件及び参加資格をヒアリングにより確認したうえで事業者を決定します。

1 応募要件

- ・「有機肥料利用促進協議会（仮）」へ参加すること。
- ・西条市、新居浜市の事業所等から発生する「鶏糞」「食品残渣」「下水汚泥」等複数の原料を混合したペレット型肥料を製造すること。
- ・令和6年度は、現地実証用として県が指定する配合比率の異なる複数の試作肥料を製造すること。（令和7年度も同様の取組を予定。）
- ・500 t/年以上の製造能力を有し、令和8年度末に製品化が可能であること。

2 参加資格

- (1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (2) 「会社更生法」の規定に基づく更生手続の開始の申し立て、「民事再生法」の規定に基づく再生手続開始の申し立て又は「破産法」に基づく破産手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (3) 国及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条第1項の規定に基づき、食品残渣、下水汚泥の処分業務について必要な許可を取得している者であること。
- (5) 「肥料の品質の確保等に関する法律」第7条の登録を受けた肥料をすでに製造していること。または、令和6年度中に登録見込みであること。
- (6) 応募要件に記載している内容を実行できる能力を有していること。
- (7) 目的とする肥料製造に必要な届出をすること。

3 応募方法及び提出期限

- ・応募方法：様式1に必要事項を記入し、以下の提出先まで持参又はメールにより提出して下さい。
- ・提出期限：令和6年4月26日（金）17時（必着）

【提出先】

〒791-0508 愛媛県西条市丹原町池田 1611
東予地方局農林水産振興部農業振興課農産物安全係
電話：0898-68-7322 F A X：0898-68-3056
E-mail：tou-nougyo@pref.ehime.lg.jp